

令和2年6月

保護者の皆様へ

春日井市

学校給食費の徴収について（お知らせ）

日頃から学校給食について、御理解と御協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、本市では、新型コロナウイルス感染症の拡大により影響を受けた子育て世帯の経済的支援を図るため、公立小中学校や保育園などの給食費を免除することとしていましたが、子育て世帯全般を支援する観点から、支援の対象と方法を変更し、未就園児や私立中学生、高校生などを含め、0歳から18歳までのすべての子どもを対象に、「かすがい子育て生活支援金」として、1人当たり15,000円を支給することとしました。

つきましては、学校給食費を通常どおり徴収することとなりますので、何卒、御理解いただきますようお願い申し上げます。

1 学校給食費の徴収について

通常どおり、給食を提供した翌月の末日を期限として請求させていただきます。ただし、月末日が金融機関休業日の場合は、翌営業日となります。

○6月～8月の給食費（予定）

給食予定日数		小学校（245 円/食）	中学校（285 円/食）
6月(6/8～)	17日	4,165 円	4,845 円
7月	21日	5,145 円	5,985 円
8月	11日	2,695 円	3,135 円

※ 6月5日（金）までの個包装給食については、無償で提供します。

2 「かすがい子育て生活支援金」の支給について

対象者や支給方法については、詳細が決定次第、お知らせしますのでしばらくお待ちください。

問い合わせ先 春日井市教育委員会学校給食課 電話 0568-85-6341